

保育士応援手当に係る問い合わせフォーム等に寄せられた質問とその回答（一部を抜粋）

令和6年9月20日版

No.	質問	回答
1	<p>手当ての対象がかわったのはなぜですか？他にも蒲蒲線のように無駄な所に税金を遣っているものはないですか？しっかり見直してくれているのでしょうか？</p> <p>産休、育休の期間が引かれる理由は何ですか？子どもを産まないで仕事をしないともらえないのでしょうか？今までの保育士応援手当はどの立場の職員もとても助かっていたと思います。仕事を続ける意欲にも繋がっていたと思います。それを変えようとする事にとっても不満があります。</p>	<p>区は、全ての事業において、常に、見直し・再構築などきめ細かい歳出（支出）の見直しを行っています。また、社会保障関係経費や公共施設等の更新など区民にとって必要な歳出（支出）の増加が見込まれる状況下において、財源の確保が迫られている状況です。</p> <p>限りある経営資源を効果的・効率的に配分するよう英知を結集し、これまで培ってきた健全財政を堅持し、将来世代に負担を先送りしない、いまを担う現世代の責任を果たす持続可能な自治体経営の実践に全庁を挙げて取り組んでおります。</p> <p>ご理解いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>産休、育休の期間を経験年数に含めない理由については、仮に当該期間を経験年数に含めた場合、例えば、2年目の職員が産休、育休を継続的に4年取得した場合、応援手当（月額1万円）の支給を受ける期間が1年間のみとなります。</p> <p>これを防ぐため、産休、育休の期間を経験年数に含みません。</p>
2	<p>同保育所において2020年より保育補助として勤務しておりました。2022年10月に保育士の資格を取得しております。この場合、保育士になってからまだ5年以下なので保育士応援手当の支給対象にあたりますか？</p>	<p>保育士資格の有無は、経験年数の算定に影響を与えません。</p> <p>ご記載の2020年より前に保育施設等での勤務経験がないのであれば、2024年度（令和6年度）は保育施設等での経験年数は満5年（2020年4月から継続勤務していたとすると、2024年（令和6年）4月1日時点で満4年かと思われます。）に達していないので、応援手当（月額1万円）の支給対象となり得ます。</p>
3	<p>お世話になっております。</p> <p>この度の保育士応援手当について質問があります。</p> <p>対象の保育園で5年間勤務し、その後自己都合で退職し、1年半ほどあいて同じ保育園に再就職した場合は以前の経験年数も対象になるのでしょうか？</p> <p>それとも再就職した後の期間のみ対象になるのでしょうか？</p> <p>お忙しい中申し訳ありませんが、ご回答いただけたら幸いです。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>	<p>応援手当（月額1万円）の保育施設等（区内・区外問わず）における経験年数については、退職等あってもそれ以前の経験年数は算定されます。</p> <p>一時金（10万円/回）の同一の区内補助対象保育施設における経験年数については、退職等あればそれ以前の経験年数は算定対象にはなりません。</p>

保育士応援手当に係る問い合わせフォーム等に寄せられた質問とその回答（一部を抜粋）

令和6年9月20日版

No.	質問	回答
4	<p>保育士応援手当について、現在育休中の場合も支給対象でしょうか。</p>	<p><u>応援手当（月額1万円）</u>については、<u>育休期間中も勤務しているものとみなす</u>ため、支給対象の要件の一つである「常態的に勤務している」を満たしています。</p> <p>ただし、<u>支給対象期間(前期の場合は4月から9月)に実際に勤務した日が1日もない場合は支給対象外</u>です。</p> <p><u>一時金（10万円/回）</u>については、<u>4月1日時点において常勤の職員として常態的に勤務している必要があります</u>が、前述のとおり<u>育休期間中も勤務しているものとみなす</u>ため、育休中であってもこの要件を満たします。</p> <p>また、<u>令和5年度以前に育児休業等を取得している場合は、申請の際に、「出産に伴う休業、育児休業、介護休業取得歴届出書」の提出が必要</u>です。</p> <p>この届出書には次の書類（写し）の添付が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 母子手帳等の子の生年月日が分かるもの（産前産後及び育児による休業の申告時に限る） イ ねんきんネットによる年金記録（産前産後及び育児による休業の申告時に限る）
5	<p><u>一時金の場合、退職理由が自己都合だった場合は、算定されないのはなぜ</u>ですか？転職した場合でも、大田区で働いているのに算定出来ない理由を教えてください。</p>	<p>中堅・ベテラン層の定着を支援し、また、<u>同一の保育施設における継続勤務を奨励</u>することにより、職務内容に応じた知識・経験を身に付け、保育の質の向上につなげることを目的としているためです。</p>
6	<p>今の職場に管理栄養士として勤めて18年となる方が、3年前に保育士の資格を取り、勤め続けている職員がいます。こちらの職員は5年未満保育士として応援手当を申請することは可能でしょうか。</p> <p>また、出産に伴う休業を保育士資格を取る前にとっています。応援手当をいただける場合、保育士としての勤務前であれば取得歴届出書は提出不可でしょうか。</p>	<p><u>経験年月数の算定においては、職種や資格の有無を問いません</u>。管理栄養士としての勤務であっても、「1日6時間以上かつ月20日以上勤務した月」等は経験年月数に算定します。</p> <p>また、<u>「出産に伴う休業、育児休業、介護休業 取得歴届出書」についても、職種や資格の有無の期間問わず、当該休業の取得歴があればご提出をお願いいたします</u>。</p>